

## 福島県農業総合センター競争的資金等不正使用防止計画

福島県農業総合センター  
平成 29 年 4 月 1 日

福島県農業総合センターでは、競争的資金等の適正な運営及び管理を行うため、競争的資金等不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

### 不正使用防止計画

不正発生の要因	防止計画
責任者の役割や所在・範囲に曖昧なところがあることで、責任意識が低下する。	センター運営会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。
競争的資金等の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ資料を配布し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 また、研修会を開催し、関係者の出席を義務付け、周知徹底する。
競争的資金等の使用及び事務手続きに関するルールに曖昧なところがあることで、不適切な使用が行われる。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ資料を配布し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 また、研修会を開催し、関係者の出席を義務付け、周知徹底する。
コンプライアンスに対する意識が希薄である。	行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 研修を行い、参加を義務付ける。 不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。
年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行う。 必要に応じ、研究者に対してヒアリングを行い、指導を行う。
競争的資金等の執行に際して、各部所から寄せられる相談事項や問題点がセンター内で共有されていない。	「相談窓口」（企画技術科内）を周知するとともに、相談内容のセンター内の共有を推進する。